

Airpeak Plus 利用規約

本規約は、ソニーグループ株式会社（以下「ソニー」といいます）が開発するドローン製品「Airpeak」（以下「本製品」といいます）の専用クラウドサービス「Airpeak Plus」（以下「本プラン」といいます）の利用条件を、ソニーが定めるものです。

本規約をお読みいただき、内容についてご同意のうえ本プランをお申込み、ご利用いただくようお願いいたします。

第1条（本プランについて）

1. 本プランは、お客様が本製品をより便利にご使用いただくためのサービスです。本プランのご加入は任意であり、本製品をご使用いただくにあたり必須のサービスではありません。
2. 本プランのサービス内容は、ソニーマーケティング株式会社が運営する本プランに関するウェブサイトをご確認ください。本プランのサービス内容は、追加、変更又は終了する場合があります。
3. 本プランのお申込みにあたっては、事前に My Sony ID 利用規約に同意のうえ、My Sony ID の登録手続きが必要です。また、本プランのサービスのご利用にあたっては、事前にソニーアカウント Airpeak 向けサービス利用規約に同意のうえ、ソニーアカウントの登録手続きが必要です。
4. 本プランは、ソニーマーケティング株式会社を通じて販売されるものです。

第2条（料金及び支払方法）

1. 本プランの料金は、ソニーマーケティング株式会社が運営する本プランに関するウェブサイトにてご案内する通りとします。お客様は、当該料金をソニーマーケティング株式会社に対してお支払いいただきます。
2. 本プランの料金の支払方法は、本プランの販売条件（ソニーマーケティング株式会社が定める販売条件で、「ソニーストア利用規約」及び本プラン特有の販売条件（ソニーマーケティング株式会社が運営する本プランに関するウェブサイトにてご案内します）を含み、以下「本販売条件」といいます）に示す通りとします。
3. ソニーマーケティング株式会社は、理由の如何を問わず、第1項に基づき支払われた料金の返金はいたしません。

第3条（申込み及び利用開始）

1. 本プランの申込み方法は、本販売条件に示す通りとします。
2. 本プランは、本プランの利用希望者が本規約に同意のうえで、ソニーマーケティング株式会社がウェブサイト等でご案内する手続きに従い、本プランへの申込み、及び所

定の追加手続き（本プランの申込み後にソニーマーケティング株式会社からお客様にご案内するコード（以下「アクティベーションコード」といいます）とお客様のソニーアカウントとの関連付けを本製品のアプリを通じて行っていただきます（以下「本プラン関連付け」といいます）が完了し、ソニーが当該希望者を本プランのお客様として登録した時点をもってご利用いただけるようになります。（本製品のアプリのご利用にあたっては、事前にソニーアカウント Airpeak 向けサービス利用規約に同意のうえ、ソニーアカウントの登録手続きが必要です。）

3. 本プラン関連付けは、アクティベーションコード1つにつき、ソニーアカウント1つにのみ行うことが可能です。日本向け以外のソニーアカウントに関連付けることはできません。
4. アクティベーションコードには、ソニーマーケティング株式会社からお客様にご案内した日より1年間の有効期限があり、有効期限内に本プラン関連付けが行われなかった場合、アクティベーションコードは無効となります。なお、この期限内に本プラン関連付けの手続きを完了しなかった場合でも、第2条第3項に記載の通り、ソニーマーケティング株式会社はお客様が支払った本プランの料金を返金致しません。
5. アクティベーションコードをお客様にご案内した以降の紛失、盗難、又はお客様の無許可での第三者の使用につきましては、ソニーは責任を負いません。
6. ソニー及びソニーマーケティング株式会社からのご案内は、発信された電子メールが宛先不明、インターネット上の問題等により不着となった場合であっても、お客様からご連絡いただいた電子メールアドレスにあてて発信されたことをもって、到達したものと扱わせていただきます。
7. 未成年の本プランの利用希望者は、自らの法定代理人から事前に同意を得た上で、本プランを申込みものとします。但し、18歳未満の未成年については、自らの法定代理人の事前の同意を得た場合でも、本プランを申込みすることができません。
8. 第2項及び第3項に定める申込みについて、本プランの申込者が以下のいずれかに該当することをソニーが確認した場合、ソニーはその申込みを承諾しない場合があります、本プランの申込者は予めこれを了承するものとします。
 - (1) 申込みに当たり、虚偽の記載、誤記、記載漏れ又は入力漏れがあった場合。
 - (2) 申込みに当たり、指定カード会社より無効扱いの通知を受けた場合。
 - (3) 過去に、本プラン又はソニー若しくはソニーマーケティング株式会社のその他のサービスの利用資格の停止又は失効を受けた場合。
 - (4) 申込者が18歳未満の未成年である場合。
 - (5) 申込者による本製品又は本プランの使用が、第12条に定める禁止事項のいずれかに該当することが申込み時において明らかであるとソニーが判断した場合。
 - (6) その他、業務の遂行上又は技術上、支障を来すと、ソニーが判断した場合。

9. 本プランを更新する場合、第4条第2項に示す期間内に、改めて本プランをお申込みいただき、本プランの関連付けを完了していただく必要があります。

第4条（利用期間及び中途解約）

1. 本プランの利用期間は、第3条第2項で定める利用開始日から1年間です。お客様の利用期間は、本製品の専用 Web アプリ「Airpeak Base」からご確認いただけます。
2. 本プランの利用期間の延長は、現在の利用期間終了日の3ヶ月前から利用期間終了日までの間に、本プランを改めてお申込みいただき、本プラン関連付けの手続きを完了していただくことで、現在の利用期間の終了日の翌日から1年間延長することが可能です。（なお、2つ以上のアクティベーションコードを1つのソニーアカウントに関連付けすることはできません。）
3. 前二項の規定にもかかわらず、お客様がソニーアカウント Airpeak 向けサービス利用規約に基づき、ソニーアカウントを退会した場合又はソニーアカウントが失効した場合、ソニーアカウントの退会又は失効と同時に本プランの利用期間も終了します。本項に基づき本プランの利用期間が終了した場合でも、第2条第1項に基づき支払われた料金の返金はいたしません。
4. 本プランをお申し込み後の中途解約は理由の如何を問わず承れません。
5. 本プランの料金を改定する場合、ソニーマーケティング株式会社が発行する本プランに関するウェブサイト上で、改定後の料金をご案内します。
6. ソニーは本プランの申込み受付をいつでも終了することができ、申込み受付終了のタイミングによっては、本プランを更新いただけない場合があります。

第5条（データ）

1. 本製品等を通じて本製品専用のクラウド上の専用サーバー（以下「本サーバー」といいます）にアップロード又はお客様ご自身でインポートされた飛行ログ（位置情報及び画像を含みます）等のデータ（以下「本データ」といいます）を保存します。本データのバックアップは、本製品の専用 Web アプリ「Airpeak Base」からお客様が保有するコンピューター又はスマートフォン等に、お客様の責任においてエクスポートされることで行われるものとします。ソニーは、本データに滅失・毀損又は変更等が生じた場合であっても、ソニーの故意又は重大な過失の場合を除き、お客様に対して一切責任を負わないものとします。
2. 本サーバーにアップロード若しくはお客様ご自身でインポートされた本データは、本プランの利用期間中、本製品の専用 Web アプリ「Airpeak Base」に表示され、閲覧、削除、エクスポートすることができます。なお、「Airpeak Base」に表示される本データの件数や期間には上限があります。詳細は、ソニーマーケティング株式会社が発行する本プランに関するウェブサイトをご確認ください。本データの取り扱い内容は、

追加、変更又は終了する場合があります。また、一度削除されたデータは復活させることができません。

3. 第4条に基づき本プランの利用期間が終了した場合、又は第10条に基づき本プランの利用に関する契約が解除された場合、お客様の本データは、本プランの利用期間の末日又は本プランの利用に関する契約の解除日をもって本サーバー上から削除されます。但し、ソニーは、別に定める場合を除き、お客様の本プランの利用終了後も、本製品及び本製品に関するサービスの改善やサポートの目的のために、本データの全部又は一部を保持することがあります。

第6条（利用）

1. お客様は、本規約にて明示的に定める場合を除き、本プランの利用につき一切の責任を負うものとし、他のお客様、第三者及びソニーに何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとしします。
2. 本プランの利用に関連して、お客様が他のお客様、第三者又はソニーに対して損害を与えた場合、あるいはお客様と他のお客様又は第三者との間で紛争が生じた場合、当該お客様は、自己の費用と責任でかかる損害を賠償又はかかる紛争を解決するものとし、ソニーに何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとしします。
3. お客様が本プランをお客様以外の第三者に利用させる場合（以下、利用する者を「利用者」といいます）、当該利用者に対して本規約にてお客様が負う義務を遵守させるとともに、その履行について連帯して責めを負うものとしします。

第7条（ID等の管理）

本プランのお申込み及びご利用にあたり、お客様は、My Sony ID 及びソニーアカウントが必要となります。My Sony ID 及びソニーアカウントの管理については、それぞれ、My Sony ID 利用規約及びソニーアカウント Airpeak 向けサービス利用規約に従っていただきますようお願いいたします。

第8条（提供の中断）

1. ソニーは、次のいずれかに該当する場合には、本プランの提供を中断することがあります。
 - (1) 本プランの提供に必要なソニー又は第三者の電気通信設備若しくはサービス（電気通信サービス、クラウドサービスを含みますがこれらに限定されません）が停止する等して、本プランの提供ができなくなったとき。
 - (2) 火災、停電、天変地異等により本プランの提供ができなくなったとき。
 - (3) 前各号の他、ソニーが必要と判断したとき。
2. ソニーは、本条に基づく利用の中断について、本プランの利用期間の延長及び本プラ

ンの料金の返金はいたしません。

第9条（利用停止）

1. ソニーは、お客様が次のいずれかに該当するときは、ソニーが別途定める期間、本プランの提供を停止することがあります。
 - (1) 本プランの料金その他本製品に係る債務等について、支払期日を経過してもなおお支払わないとき。
 - (2) 本プランに関する申込みについて、申込みの内容が事実と反することが判明したとき。
 - (3) お客様がソニーに届出ている情報に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠ったとき、又は、届出られた内容が事実と反することが判明したとき。
 - (4) 第12条に定める禁止行為を行ったとき。
 - (5) ソニーの業務又は本プランにかかる設備に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。
 - (6) 本プランが他のお客様に重大な支障を与える態様で使用されたとき。
 - (7) 本プランが違法な態様で使用されたとき。
 - (8) お客様が死亡されたとき、又は権利能力を失ったとき。
 - (9) 前各号のほか、本規約の定めに違反する行為が行われたとき。
2. 本条に基づく本プランの提供の停止があっても、本プランの利用期間の延長及び本プランの料金の返金はいたしません。

第10条（ソニーによる契約の解除）

1. ソニーは、第9条第1項の規定により本プランの提供を停止されたお客様が、なおその事実を解消しない場合には、本プランの利用に関する契約を解除することがあります。
2. ソニーは、お客様が第9条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実がソニーの業務の遂行上著しい支障が認められるときは、前項の規定にかかわらず、利用停止をしないで本プランの利用に関する契約を解除することがあります。

第11条（本規約の変更）

1. ソニーは、本規約について、必要に応じて全部又は一部を変更する場合があります。この際、変更がお客様の一般の利益に適合し、又は、変更が本規約の目的に反せず、変更の必要性及び変更後の内容の相当性が認められる場合には、あらかじめ、変更後の本規約及び効力発生時期（少なくとも5営業日以上後）について、ソニーマーケティング株式会社が運営する本プランに関するウェブサイトにて周知することで本規約を

変更するものとします。

2. 本規約の変更が前項の要件を満たさない場合には、変更後の本規約の適用について、変更箇所を示した上で、再度、お客様の個別の同意を得ることとします。

第12条（禁止事項）

お客様は、本プランの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 第三者又はソニーの著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。
- (2) 第三者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為。
- (3) 第三者又はソニーを差別若しくは誹謗中傷し、又は名誉・信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
- (5) 事実に反する情報を送信・掲載する行為、又は情報を不正に書き換える、改ざんする、若しくは消去する行為。
- (6) 本プランの運営を妨げる行為。
- (7) コンピューターウイルス等有害なプログラムを使用若しくは提供する行為、又はそれらを支援、宣伝若しくは推奨する行為。
- (8) 他のお客様になりすまして本プランを利用する行為。
- (9) Web サイト若しくは電子メール等を利用する方法により、他者の ID 等の情報を、当該情報の属する者の錯誤等によりその者の意図に反して取得する行為。
- (10) 軍사용途(武器や軍需品の開発等（製造、据付、検査等を含みます）、爆発物や生物化学兵器等有害物質の運搬並びに諜報活動、警戒監視、偵察を含みますが、これらに限られるものではありません)に使用する行為。なお、政府機関ではない者による軍사용途での使用も含みます。
- (11) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は他のお客様若しくは第三者に不利益を与える行為。
- (12) 前各号に定める行為を助長する行為。
- (13) 前各号に該当するおそれがあるとソニーが判断する行為。
- (14) その他、ソニーが不適切と判断する行為。

第13条（損害賠償）

1. ソニーが本プランの提供について負う責任は、ソニーの故意又は重大な過失の場合を除き本規約に定める事項・内容に限られるものとし、特別な事情からお客様に生じた損害、お客様の逸失利益、第三者からお客様になされた賠償請求に基づく損害、その他本プランの中断又は廃止によりお客様が本プランを使用できなかったことによる損害については一切の責任を負わないものとします。

2. 本プランの提供に関し、ソニーがお客様に対して損害賠償責任を負う場合であっても、ソニーの故意又は重大な過失の場合を除き、ソニーの責任は当該損害の発生までにお客様から受領した料金に相当する金額を上限とします。

第14条（反社会的勢力との関係排除）

お客様が反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます）第2条第2号に定義される暴力団、暴対法第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者及びその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団又は個人）であることが判明した場合には、ソニーはかかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、何等の催告を要することなく、本プランの利用に関する契約の全部又は一部を解除できるものとします。

第15条（譲渡禁止）

お客様は、本プランのお客様たる地位並びに本規約上お客様が有する権利及び義務を第三者に譲渡してはならないものとします。

第16条（分離性）

本規約の一部が無効で強制力をもたないと判明した場合でも、本規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

第17条（協議）

ソニー及びお客様は、本プラン又は本規約に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第18条（合意管轄）

お客様とソニーとの間で本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本国法に準拠するものとします。

最終更新日：2021年11月1日